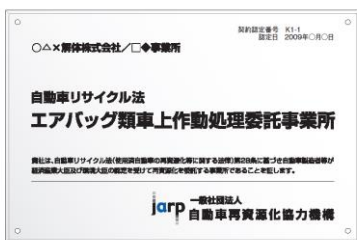


車上作動処理委託事業所プレートの返却方法について

エアバッグ類委託契約の契約抹消手続きに伴い、車上作動処理委託事業所であることを証するために事業所内に掲示いただいていた認定プレートは回収させていただきます。

(縮小 イメージ図)



・梱包は段ボール・紙袋等、どのようなものでも結構です。

・掲示するためのチェーン・金具等付属品は不足していても構いません。

<認定プレート返却の方法>

郵送または宅急便等にて下記宛に返送願います。

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16 階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 車上作動チーム 宛

- ※ 1. 車上作動処理加入登録抹消申込書、2. 「1.13 解体工程>エアバッグ類(車上作動処理)の引渡報告>情報管理センターへの報告」画面を印刷したものを同封していただいて構いません。
- ※ 認定プレートを紛失された場合は、車上作動処理認定プレートの紛失届出書を提出してください。